

二酸化炭素の貯留事業に関する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

(附則)

○ 鉱業法 (昭和二十五年法律第二百八十九号) (附則第七条関係)	1
○ 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律 (昭和二十五年法律第二百九十二号) (附則第九条関係)	7
○ 印紙税法 (昭和四十二年法律第二十三号) (附則第十条関係)	8
○ 登録免許税法 (昭和四十二年法律第三十五号) (附則第十二条関係)	10
○ 登録免許税法 (附則第十三条関係)	13
○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和四十五年法律第三百三十六号) (附則第十四条関係)	17
○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 (平成十二年法律第一百七号) (附則第十六条関係)	28
○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法 (平成十四年法律第九十四号) (附則第十七条関係)	31
○ 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法 (附則第十八条関係)	33
○ 破産法 (平成十六年法律第七十五号) (附則第十九条関係)	37

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第二十九条 経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>八 その出願に係る鉱業出願地が、他人の許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第五号第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）の直上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業出願地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等（同法第三条第一項に規定する貯留事業等をいう。以下同じ。）の実施を著しく妨害するものでないこと。</p> <p>九・十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定開発者の選定等）</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>五 その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第二十九条 経済産業大臣は、第二十一条第一項の規定による出願が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その出願を許可してはならない。</p> <p>一〇七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八・九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（特定開発者の選定等）</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る募集の期間の終了後遅滞なく、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>一〇四（略）</p> <p>（新設）</p>

上の区域と重複し、又は隣接する場合には、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

六・七 (略)

2 8 (略)

(特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 6 (略)

七 その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直上の区域と重複し、又は隣接する場合には、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

八・九 (略)

4 (略)

(鉱区の増減の申請)

第四十五条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 3 (略)

五・六 (略)

2 8 (略)

(特定開発者である試掘権者による採掘権の設定の申請)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 経済産業大臣は、第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 6 (略)

(新設)

七・八 (略)

4 (略)

(鉱区の増減の申請)

第四十五条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一 3 (略)

四 その申請に係る鉱業申請地が、他人の許可貯留区域等の直

上の区域と重複し、又は隣接する場合においては、当該鉱業申請地における鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

五・六 (略)

3 (略)

(掘進増区)

第四十六条 (略)

2 前項の出願については、第四十四条第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第五号から第九号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、準用しない。

第五十四条 経済産業大臣は、鉱物の掘採が他人の鉱業又は貯留事業等を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

(鉱区の増減)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十四条第三項の規定にかかわらず、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第四号から第九号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

(新設)

四・五 (略)

3 (略)

(掘進増区)

第四十六条 (略)

2 前項の出願については、第四十四条第三項の規定にかかわらず、第二十二條第二項、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第五号から第八号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、準用しない。

第五十四条 経済産業大臣は、鉱物の掘採が他人の鉱業を著しく妨害するに至つた場合において、他にその妨害を排除する方法がないと認めるときは、鉱区その部分について減少の処分をし、又は鉱業権を取り消すことができる。

(鉱区の増減)

第八十九条 (略)

2 (略)

3 前二項の規定による協議に基づく出願については、第四十四条第三項の規定にかかわらず、第二十二條、第二十四条から第二十八条まで並びに第二十九条第一項(第四号から第八号までに係る部分に限る。)及び第二項の規定は、適用しない。

4 (略)

(探査の許可の基準)

第百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一～三 (略)

四 その申請に係る探査が、他人の許可貯留区域等の直上の区域で行われるものであつて、当該許可貯留区域等における他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するものでないこと。

五・六 (略)

(探査の許可の取消し)

第百条の五 経済産業大臣は、第百条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 その者が行う探査が第百条の三第三号から第五号までのいずれかに適合しなくなつたとき。

四・五 (略)

(探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第百条の八 (略)

2 第百条の三(第二号及び第六号に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「その申請に係る者」とあるのは、「合併後存続する法

4 (略)

(探査の許可の基準)

第百条の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定による申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その申請を許可してはならない。

一～三 (略)

(新設)

四・五 (略)

(探査の許可の取消し)

第百条の五 経済産業大臣は、第百条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

一・二 (略)

三 その者が行う探査が第百条の三第三号又は第四号のいずれかに適合しなくなつたとき。

四・五 (略)

(探査の許可を受けた者である法人の合併及び分割)

第百条の八 (略)

2 第百条の三(第二号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二号中「その申請に係る者」とあるのは、「合併後存続する法

人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(探査の許可を受けた者の相続)

第百条の九 (略)

2 (略)

3 第百条の三(第二号イ及びロ並びに第六号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 (略)

(裁定の申請)

第百三十三条 次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

一 第二十一条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可に不服のある者(第二十九条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する基準(第二十九条第一項第八号及び第九号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

二 (略)

三 第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者(同条第一項に規定する基準(同項第五号及び第六号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

四 (略)

人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る探査の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(探査の許可を受けた者の相続)

第百条の九 (略)

2 (略)

3 第百条の三(第二号イ及びロ並びに第五号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。

4 (略)

(裁定の申請)

第百三十三条 次に掲げる者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

一 第二十一条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。)の許可に不服のある者(第二十九条第一項(第四十四条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する基準(第二十九条第一項第八号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

二 (略)

三 第四十条第三項又は第七項の許可に不服のある者(同条第一項に規定する基準(同項第五号に係る部分に限る。次号において同じ。)に適合していないことを理由とする場合に限る。)

四 (略)

五 第四十一条第一項の許可に不服のある者（同条第三項に規定する基準（同項第七号及び第八号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

六 （略）

七 第四十五条第一項の許可に不服のある者（同条第二項に規定する基準（同項第四号及び第五号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

八・九 （略）

十 第五十四条（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による鉱区若しくは租鉱区の減少の処分又は鉱業権若しくは租鉱権の取消しに不服のある者（鉱物の掘採が他人の貯留事業等の実施を著しく妨害するに至つたことを理由とする場合に限る。）

十一 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可に不服のある者（第百条の三（第百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する基準（第百条の三第四号及び第五号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

十二 （略）

十三 第百条の三第四号又は第五号に適合しなくなつたことを理由とする第百条の五の規定による第百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十四・十五 （略）

五 第四十一条第一項の許可に不服のある者（同条第三項に規定する基準（同項第七号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

六 （略）

七 第四十五条第一項の許可に不服のある者（同条第二項に規定する基準（同項第四号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

八・九 （略）

（新設）

十 第百条の二第一項又は第百条の四第一項の許可に不服のある者（第百条の三（第百条の四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）に規定する基準（第百条の三第四号に係る部分に限る。次号において同じ。）に適合していないことを理由とする場合に限る。）

十一 （略）

十二 第百条の三第四号に適合しなくなつたことを理由とする第百条の五の規定による第百条の二第一項の許可の取消しに不服のある者

十三・十四 （略）

○鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（附則第九条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 夕夕（略）</p> <p>レ 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第百三十三号）</p> <p>号）第百三十三号第一項</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定</p> <p>イ 夕夕（略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 案

現 行

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）

課税物件表の適用に関する通則

課税物件表の適用に関する通則

1～6
（略）

1～6
（略）

番号	課 税 物 件		課税標 準及び 税率	非課税 物件
	物 件 名	定 義		
一	1 不動産、鉱業権、貯留権、二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	（略）	（略）	（略）
二～二十	2～4 （略）	（略）	（略）	（略）

番号	課 税 物 件		課税標 準及び 税率	非課税 物件
	物 件 名	定 義		
一	1 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書	（略）	（略）	（略）
二～二十	2～4 （略）	（略）	（略）	（略）

略

（

略

（

改正案	現行
<p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、<u>試掘権</u>（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ。）、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、<u>鉱業財団</u>、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、<u>観光施設財団</u>、企業担保権、<u>鉄道財団</u>、<u>軌道財団</u>、<u>運河財団</u>、<u>鉱業権</u>、<u>特定鉱業権</u>、<u>著作権</u>、<u>出版権</u>、<u>著作隣接権</u>、<u>特許権</u>、<u>実用新案権</u>、<u>意匠権</u>、<u>商標権</u>、<u>回路配置利用権</u>、<u>育成者権</u>、<u>漁業権</u>、<u>入漁権</u>、<u>ダム使用権</u>、<u>公共施設等運営権</u>、<u>樹木採取権</u>又は<u>漁港水面施設運営権</u>に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>

登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項 一〇二十二 (略)	課税標準	税率	二十二の二 試掘権の登録 (一) 試掘権の設定の登録 (二) 試掘区域の増減によ る試掘権の変更の登録 イ 試掘区域の増加又 は試掘区域の増加及 び減少による変更の 登録 ロ 試掘区域の減少に よる変更の登録 (三) 試掘権の移転の登録 イ 相続又は法人の合 併による移転の登録 ロ その他の原因によ る移転の登録 (四) 試掘権の処分の制限 の登録 (五) 試掘権の信託の登録 (六) 付記登録、仮登録、	試掘区域の数 試掘区域の数 債権金額又は 極度金額 試掘区域の数 試掘区域の数 試掘区域の数 試掘区域の数 試掘区域の数 試掘区域の数	一個につき九 万円 一個につき九 千円 一個につき四 万五千円 一個につき六 千円 一個につき九 千円 一個につき四 万五千円 一個につき六 千円 一個につき九 千円 一個につき千
			(一) 試掘権の設定の登録 (二) 試掘区域の増減によ る試掘権の変更の登録 (三) 試掘権の移転の登録 (四) 試掘権の処分の制限 の登録 (五) 試掘権の信託の登録 (六) 付記登録、仮登録、		

登記、登録、特許、免許、 許可、認可、認定、指定又 は技能証明の事項 一〇二十二 (略)	課税標準	税率	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設)
			(新設) (新設) (新設) (新設)		

二十三〇百六十 (略)	抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録(これららの登録のうち(一)から(五)までに掲げるものを除く。)		
	(七) 登録の抹消	試掘区域の数	
		円 一個につき千	円

二十三〇百六十 (略)	(新設)		

改正案	現行
<p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ。）、貯留権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>	<p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第八項（定義）に規定する試掘権をいう。別表第一第二十二号の二において同じ。）、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権、公共施設等運営権、樹木採取権又は漁港水面施設運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）</p>

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	一〇二十二 (略)	課税標準	税率
	二十二の二 試掘権又は貯留権の登録(試掘権又は貯留権の信託の登録を含む。)		
(一) (三) (略)	(略)	(略)	(略)
(四) 貯留権の設定の登録	貯留区域の数	一個につき十 八万円	
(五) 貯留区域の増減、合併又は分割による貯留権の変更の登録	貯留区域の数	一個につき九 万円	
イ 貯留区域の増加又は貯留区域の増加及び減少による変更の登録	貯留区域の数	一個につき一 万二千円	
ロ 貯留区域の減少による変更の登録	貯留区域の数	一個につき四 万五千円	
ハ 貯留区域の合併による変更の登録	合併後の貯留区域の数	一個につき四 万五千円	
ニ 貯留区域の分割による変更の登録	分割後の貯留区域の数	一個につき四 万五千円	
(六) 貯留権の移転の登録	貯留区域の数	一個につき一 万八千円	
イ 相続又は法人の合併による移転の登録	貯留区域の数	一個につき九 万円	
ロ その他の原因による	貯留区域の数	一個につき九 万円	

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	一〇二十二 (略)	課税標準	税率
	二十二の二 試掘権の登録(試掘権の信託の登録を含む。)		
(一) (三) (略)	(略)	(略)	(略)
(四) 試掘権の処分の制限の登録	債権金額又は極度金額	千分の四	
(五) 試掘権の信託の登録	試掘区域の数	一個につき九 千円	
(新設)			

(七) 抵当権の設定又は試掘権、貯留権若しくは抵当権の処分制限の登録	債権金額又は極度金額	万円 千分の四	(新設)
(八) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第十六条の分割及び合併の許可の申請)の承諾及び協定に係る抵当権の変更の登録	貯留区域の数	一個につき三千円	(新設)
(九) 順位の変更による抵当権の変更の登録(八)に掲げる登録を除く。	貯留区域の数	一個につき六千円	(新設)
(十) 抵当権の移転の登録 イ 相続又は法人の合併による移転の登録 ロ その他の原因による移転の登録	貯留区域の数	一個につき四千五百円	(新設)
(十一) 抵当権の順位の変更の登録	抵当権の件数	一件につき九千円	(新設)
(十二) 信託の登録 イ 抵当権の信託の登録	債権金額又は極度金額	千分の二	(新設)

百九く百六十 (略)	二百三く百八 (略) 百八の二 二酸化炭素を輸送する事業に係る登録導管輸送 工作物検査機関の登録 二酸化炭素の貯留事業に 関する法律第九十一条第 一項 (登録導管輸送工作 物検査機関の登録) の登 録 (更新の登録を除く。))	試掘区域又は 貯留区域の数	一個につき九 千円
		試掘区域又は 貯留区域の数	一個につき千 円

百九く百六十 (略)	(新設) 二百三く百八 (略)	試掘区域の 数	一個につき千 円
		試掘区域の 数	一個につき千 円

改正案	現行
<p>（油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止）</p> <p>第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条、第十九条の三十五の四及び第五十五条第一項第八号において「油等」という。）の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第十三条第一項に規定する貯留事業者が同法第四十条に規定する認可貯留事業実施計画に基づいて行う二酸化炭素（同法第二条第一項に規定する二酸化炭素をいう。以下この号及び第五十一条において同じ。）の海底下廃棄及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が同法第五十四条第一項に規定する通知貯留区域管理業務として行う二酸化炭素の海底下廃棄</p> <p>（削る）</p>	<p>（油、有害液体物質等及び廃棄物の海底下廃棄の禁止）</p> <p>第十八条の七 何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物（以下この条、第十九条の三十五の四及び第五十五条第一項第八号において「油等」という。）の海底下廃棄をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する海底下廃棄については、この限りでない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 二酸化炭素が大部分を占めるガスで政令で定める基準に適合するもの（以下「特定二酸化炭素ガス」という。）の海底下廃棄であつて、次条第一項の許可を受けてするもの</p> <p>（特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可）</p> <p>第十八条の八 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。</p>

(削る)

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画
- 三 特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する汚染状況の監視（次条第三号及び第十八条の十において単に「汚染状況の監視」という。）に関する計画
- 四 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

- 第十八条の九 環境大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 一 海底下廃棄をする海域及び海底下廃棄の方法が、環境省令で定める基準に適合するものであり、かつ、当該海底下廃棄をする海域の海洋環境の保全に障害を及ぼすおそれがないものであること。
 - 二 海底下廃棄以外に適切な処分の方法がないものであること。
 - 三 申請者の能力が特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄に関する実施計画及び汚染状況の監視に関する計画に従つて特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄及び汚染状況の監視を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

(改善命令等)

(削る)

第十八条の十 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当するとき
は、第十八条の八第一項の許可を受けた者（以下「許可廃棄者
一」という。）に対し、期限を定めて当該海底下廃棄若しくは当
該汚染状況の監視につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて
当該海底下廃棄の全部若しくは一部の停止を命ずることができ
る。

一 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄が、当該許可
に係る同条第二項第二号の実施計画（この計画について第十
八条の十二において準用する第十条の十第一項の許可を受け
たときは、変更後のもの）に適合していないと認めるとき。

二 第十八条の八第一項の許可に係る汚染状況の監視が、当該
許可に係る同条第二項第三号の監視に関する計画（この計画
について第十八条の十二において準用する第十条の十第一項
の許可を受けたときは、変更後のもの）に適合していないと
認めるとき。

三 許可廃棄者の能力が前条第三号に規定する環境省令で定め
る基準に適合していないと認めるとき。

(許可の取消し)

第十八条の十一 環境大臣は、許可廃棄者が次の各号のいずれか
に該当するときは、第十八条の八第一項の許可を取り消すこと
ができる。

一 この法律に違反したとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 前号に掲げるもののほか、この法律に基づく処分に違反し
たとき。

(削る)

(削る)

四 次条において準用する第十条の七第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

五 偽りその他不正の行為により第十八条の八第一項の許可又は次条において準用する第十条の十第一項の許可を受けたとき。

(準用)

第十八条の十二 第十条の六第三項から第七項まで、第十条の七、第十条の八第二項、第十条の九及び第十条の十の規定は、第十八条の八第一項の許可について準用する。この場合において、第十条の六第三項中「前項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、「当該廃棄物の海洋投入処分」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十八条の八第二項」と、同条第五項中「廃棄物の排出」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄」と、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、第十条の九第一項中「同条第二項第四号」とあるのは「第十八条の八第二項第三号」と、「廃棄物の排出海域の」とあるのは「特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄をする海域の特定二酸化炭素ガスに起因する」と、第十条の十第一項中「同条第二項第二号」とあるのは「第十八条の八第二項第二号」と、同条第三項中「及び第十条の八」とあるのは「、第十条の八第二項及び第十八条の九」と、同条第四項中「同条第二項第一号」とあるのは「第十八条の八第二項第一号」と読み替えるものとする。

(削る)

(合併及び分割)

第十八条の十三 許可廃棄者である法人の合併の場合（許可廃棄者である法人と許可廃棄者でない法人が合併する場合において、許可廃棄者である法人が存続するときを除く。）又は分割の場合（当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継させる場合に限る。）において当該合併又は分割について環境大臣の承認を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業の全部を承継した法人は、許可廃棄者の地位を承継する。

2 第十条の七及び第十八条の九（第三号に係る部分に限る。）の規定は、前項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と、第十八条の九第三号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該許可に係る海底下廃棄の事業の全部を承継する法人」と読み替えるものとする。

(相続)

第十八条の十四 許可廃棄者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る海底下廃棄の事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。）が当該許可に係る海底下廃棄の事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に環境大臣に申請して、その承認を受けなければならない。

(削る)

(削る)

2| 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第十八条の八第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3| 第十条の七(第三号に係る部分を除く。)及び第十八条の九(第三号に係る部分に限る。)の規定は、第一項の承認について準用する。この場合において、第十条の七第二号中「第十条の十一」とあるのは「第十八条の十一」と、「前条第一項」とあるのは「第十八条の八第一項」と読み替えるものとする。

4| 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る許可廃棄者の地位を承継する。

(指定海域の指定等)

第十八条の十五 環境大臣は、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄がされた海域であつて、海底及びその下の掘削その他の海底及びその下の形質の変更が行われることにより当該特定二酸化炭素ガスに起因する海洋環境の保全上の障害が生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものを指定海域として指定するものとする。

2| 環境大臣は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3| 第一項の指定は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

4| 環境大臣は、海底の下にある特定二酸化炭素ガスの除去等により、指定海域の全部又は一部について第一項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定海域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5| 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

(指定海域台帳)

第十九条 環境大臣は、指定海域の台帳（以下この条において「指定海域台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2| 指定海域台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3| 環境大臣は、指定海域台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

(海底及びその下の形質の変更の届出及び計画変更命令)

第十九条の二 指定海域内において海底及びその下の形質の変更をしようとする者は、当該海底及びその下の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該海底及びその下の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を環境大臣に届け出なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一| 第十八条の八第一項の許可に係る海底下廃棄に必要な行為
二| 第十八条の十の規定による命令に基づく改善措置として行う行為

三| 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

四| 指定海域が指定された際既に着手していた行為

五| 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(報告の徴収等)
第四十八条 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

4 5 7 (略)

2 指定海域が指定された際当該指定海域内において既に海底及びその下の形質の変更に着手している者は、その指定の日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

3 指定海域内において非常災害のために必要な応急措置として海底及びその下の形質の変更をした者は、当該海底及びその下の形質の変更をした日から起算して十四日以内に、環境省令で定めるところにより、環境大臣にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣は、第一項の届出があつた場合において、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から三十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る海底及びその下の形質の変更の施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(報告の徴収等)
第四十八条 (略)

2 (略)

3 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、環境省令で定めるところにより、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者に対し、許可を受けた廃棄物の海洋投入処分、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄又は海洋施設の廃棄に関し報告させることができる。

4 5 7 (略)

8 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 〵 12 (略)

(研究及び調査の推進等)

第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等、廃棄物及び有害水バラストの排出並びに排出ガスの放出の防止、二酸化炭素の処分、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 〵 四 (略)

五 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項（第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者

六 〵 八 (略)

(削る)

8 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第十条の六第一項、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

9 〵 12 (略)

(研究及び調査の推進等)

第五十一条 国は、船舶及び海洋施設からの油、有害液体物質等、廃棄物及び有害水バラストの排出並びに排出ガスの放出の防止、特定二酸化炭素ガスの処分、廃油及び廃船の処理、排出された油、有害液体物質等及び危険物の除去並びに海上火災の防除に関する技術の研究及び調査その他海洋汚染等及び海上災害の防止に関する研究及び調査を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、千万円以下の罰金に処する。

一 〵 四 (略)

五 偽りその他不正の行為により第十条の六第一項、第十条の十第一項（第十八条の二第三項、第十八条の十二及び第四十三条の四において準用する場合を含む。）、第十八条の二第一項、第十八条の八第一項又は第四十三条の二第一項の許可を受けた者

六 〵 八 (略)

九 第十八条の十の規定による命令に違反した者

九〇十五 (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

(削る)

五〇十三 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第十条の九第二項(第十八条の二第三項及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 (略)

(削る)

九〇二十 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(削る)

二 (略)

一〇十六 (略)

2 (略)

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇四 (略)

(削る)

六〇十四 (略)

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇六 (略)

七 第十条の九第二項(第十八条の二第三項、第十八条の十二及び第四十三条の四において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八 (略)

九 第十九条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一〇二十一 (略)

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十九条の二第二項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 (略)

第六十一条 第十条の十第四項（第十八条の二第三項及び第四十三條の四において準用する場合を含む。）、第十八条の三又は第二十八条第五項若しくは第二十九条（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

第六十一条 第十条の十第四項（第十八条の二第三項、第十八条の十二及び第四十三條の四において準用する場合を含む。）、第十八条の三又は第二十八条第五項若しくは第二十九条（これらの規定を第三十五条において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）（附則第十六条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（最終処分施設の保護） 第二十一条（略） 258（略） 9 経済産業大臣は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、保護区域内に設定されている鉱区若しくは租鉱区若しくは許可貯留区域等（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第号。以下「貯留事業法」という。）第五条第一項第四号に規定する許可貯留区域等をいう。以下同じ。）のその部分について減少の処分をし、又は鉱業権若しくは租鉱権若しくは貯留事業等の許可（同項第二号に規定する貯留事業等の許可をいう。以下同じ。）を取り消すことができる。</p> <p>（公害等調整委員会の裁定） 第二十六条 第二十一条第六項の規定による経済産業大臣の処分 に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による経済産業大臣の処分（許可貯留区域等の減少の処分及び貯留事業等の許可の取消しを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>2（略）</p>	<p>（最終処分施設の保護） 第二十一条（略） 258（略） 9 経済産業大臣は、機構の申請があつた場合において、最終処分施設を保護するため必要があると認めるときは、保護区域内に設定されている鉱区若しくは租鉱区若しくは租鉱権を取り消すことができる。</p> <p>（公害等調整委員会の裁定） 第二十六条 第二十一条第六項の規定による経済産業大臣の処分 に不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による経済産業大臣の処分（<u>に不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。</u>この場合には、審査請求をすることができない。</p> <p>2（略）</p>

(貯留事業法の準用)

第二十七条の二 貯留事業法第二十一条及び第三十条第一項の規定は、第二十一条第九項の規定による許可貯留区域等の減少の処分について準用する。

2 貯留事業法第二十七条並びに第三十条第二項及び第三項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による告示について準用する。

3 貯留事業法第二十一条から第二十三条まで及び第三十二条の規定は、第二十一条第九項の規定による貯留事業等の許可の取消しについて準用する。この場合において、貯留事業法第二十条第一項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者又は貯留開始貯留事業者が解散し、若しくは死亡した場合において第十七条第一項若しくは第二項若しくは第十八条第一項の規定による承継がなかったときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わって相続財産を管理する者」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた貯留開始貯留事業者であった者」と、同条第三項中「貯留開始貯留事業の許可の取消しを受けた日又は貯留開始貯留事業者の解散若しくは死亡の日」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項の規定による貯留事業の許可の取消しを受けた日」と読み替えるものとする。

第三十一条 (略)

(新設)

第三十一条 (略)

3 機構は、第二十一条第九項の規定による許可貯留区域等の減少の処分又は貯留事業等の許可の取消しによつて損失を受けた貯留事業者等（貯留事業法第五条第一項第二号ハに規定する貯留事業者等をいう。以下この項において同じ。）又は貯留事業者等であつた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（新設）

4 貯留事業法第二十条第二項から第七項までの規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第二項、第三項及び第五項中「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と、同条第六項中「前条第一項」とあるのは「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第二十一条第九項」と、「国」とあるのは「原子力発電環境整備機構」と読み替えるものとする。

（新設）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一〇二十三（略）</p> <p>二 十三の二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第六十五条の規定による協力を行うこと。</p> <p>二 四・二五（略）</p> <p>二 〇六（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第五号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るもの）に限る。）</p> <p>、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限る。）</p> <p>、同項第七号及び</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一〇二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二 四・二五（略）</p> <p>二 〇六（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>、同項第五号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るもの）に限る。）</p> <p>、同項第六号に掲げる業務（石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限る。）</p> <p>、同項第七号及び</p>

第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）
、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）
、同項第十号から第十二号までに掲げる業務、同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものを除く。）
、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びに同項第二十三号及び第二十三号の二に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二〇六（略）

第八号に掲げる業務（石炭及び地熱に係るものに限る。）
、同項第九号に掲げる業務（同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。）
、同項第十号から第十二号までに掲げる業務、同項第十九号に掲げる業務（金属鉱物に係るものを除く。）
、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に掲げる業務（石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。）並びに同項第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第三項の業務（同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。）

二〇六（略）

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一〇二十三（略）</p> <p>二四 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第一〇号）第四十五条第一項の拠出金の徴収及び同法第五十条第一項に規定する通知貯留区域管理業務を行うこと。</p> <p>二五 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第六十五条の規定による協力を行うこと。</p> <p>二六 二八（略）</p> <p>二七 六（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 同項第五号に掲げる業務</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 一〇二十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇三の二 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第一〇号）第六十五条の規定による協力を行うこと。</p> <p>二四 二六（略）</p> <p>二七 六（略）</p> <p>（区分経理）</p> <p>第十二条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十一条第一項第一号に掲げる業務（石油等、水素及び地熱に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>二 同項第三号に掲げる業務（石油等及び水素に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>三 同項第四号に掲げる業務（石油等に係るもの及び二酸化炭素の貯蔵に係るもの）に限り、次号に掲げるものを除く。）</p> <p>四 同項第五号に掲げる業務</p>

(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第六号に掲げる業務(石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。)、同項第七号及び第八号に掲げる業務(石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十号から第十二号までに掲げる業務、同項第十九号に掲げる業務(金属鉱物に係るものを除く。)、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)並びに同項第二十三号及び第二十五号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

二 (略)

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係るもの限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号及び第二十二号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同項第二十七号に掲げる業務(第七号に掲げるものを除く。)、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号ロに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

四・五 (略)

(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第六号に掲げる業務(石油等、石炭、地熱及び風力に係るもの並びに二酸化炭素の貯蔵に係るものに限る。)、同項第七号及び第八号に掲げる業務(石炭及び地熱に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号イに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十号から第十二号までに掲げる業務、同項第十九号に掲げる業務(金属鉱物に係るものを除く。)、同項第二十号及び第二十一号に掲げる業務、同項第二十二号に掲げる業務(石油等、石炭及び地熱に係るものに限る。)並びに同項第二十三号及び第二十五号の二に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務、同条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号イに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

二 (略)

三 第十一条第一項第一号に掲げる業務(金属鉱物に係るもの限り、前号に掲げるものを除く。)、同項第四号から第八号までに掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)、同項第九号に掲げる業務(同号ロに掲げる船舶の貸付けに限る。)、同項第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる業務並びに同項第十九号及び第二十二号に掲げる業務(金属鉱物に係るものに限る。)並びにこれらに附帯する業務、同項第二十五号に掲げる業務(第六号に掲げるものを除く。)、同条第二項第二号に掲げる業務並びに同条第三項の業務(同条第一項第九号ロに掲げる船舶の科学的調査のための貸付けに限る。)

四・五 (略)

六| 第十一条第一項第二十四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

七| 第十一条第一項第二十七号に掲げる業務（第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。）
八| 第十一条第一項第二十八号に掲げる業務

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、
第十一条第一項第七号、第二十七号及び第二十八号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条 （略）

2 （略）

3 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第四号勘定」という。）
同条第五号に掲げる業務に係る勘定

（新設）

六| 第十一条第一項第二十五号に掲げる業務（第十九条の二第一項に規定する安定供給確保支援基金に係るものに限る。）
七| 第十一条第一項第二十六号に掲げる業務

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十二条の二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、
第十一条第一項第七号、第二十五号及び第二十六号の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の事業年度」と読み替えるものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第十三条 （略）

2 （略）

3 第十二条第四号に掲げる業務に係る勘定（第六項において「第四号勘定」という。）
及び同条第五号に掲げる業務に係る勘定

(以下この条において「第五号勘定」という。)及び同条第六号に掲げる業務に係る勘定(第六項において「第六号勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

6 機構は、第四号勘定、第五号勘定及び第六号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文(第五号勘定にあつては、第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文)又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7 (略)

定(以下この条において「第五号勘定」という。)については、通則法第四十四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。

4・5 (略)

6 機構は、第四号勘定及び第五号勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文(第五号勘定にあつては、第四項の規定により読み替えられた通則法第四十四条第一項本文)又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

7 (略)

改 正 案	現 行
<p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、漁港水面施設運営権、貯留権、試掘権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第八項に規定する試掘権をいう。）、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>三 六（略）</p>	<p>（破産管財人の権限） 第七十八条（略）</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 鉱業権、漁業権、公共施設等運営権、樹木採取権、漁港水面施設運営権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五（略）</p> <p>三 六（略）</p>